

交通労働災害を防止しましょう

交通労働災害が多発しています

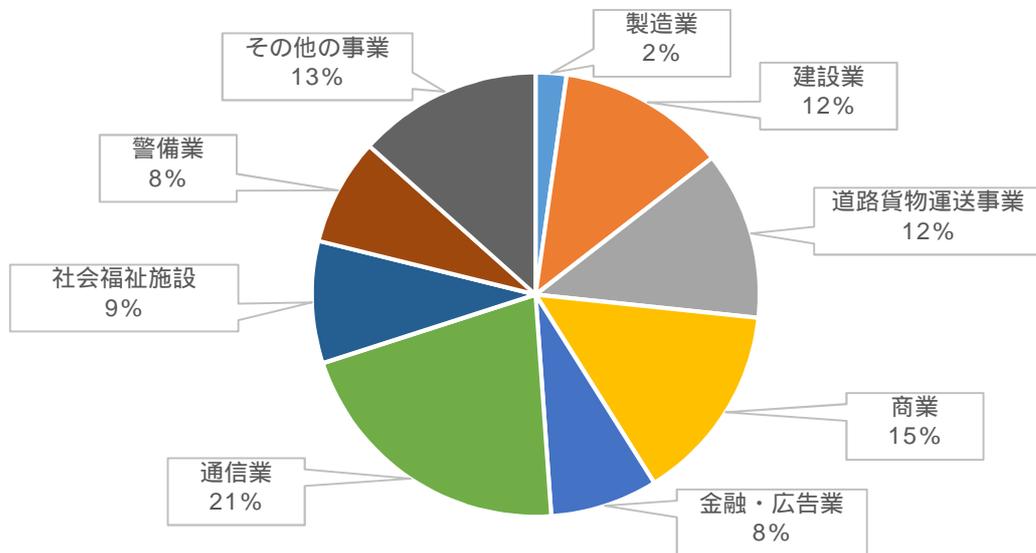
交通労働災害は、鳥取県内で平成30年から令和2年までの3年間に90件発生しており、このうち4名の方が亡くなっています。このような中、本年11月には中型貨物車が橋の欄干に衝突し、車両に乗車していた方が亡くなるという交通労働災害が発生したところです。

交通労働災害は業種に関係なく発生しており、年齢階層では20歳代、30歳代及び50歳代が20%以上を占め、特に50歳代で多く発生しています。

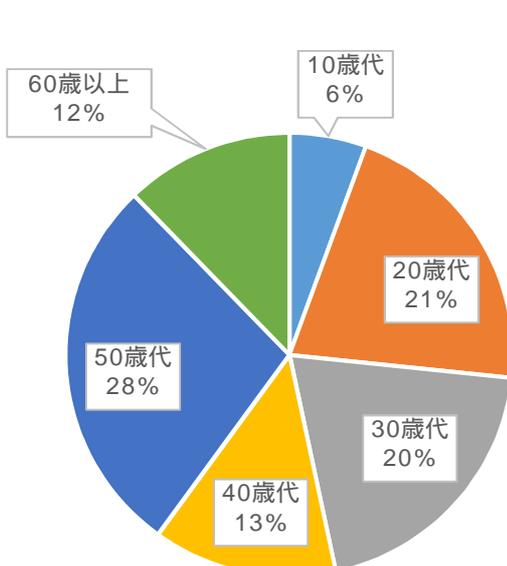
業務の経験年数別では5年未満が49%と多数を占めていますが、経験年数5～10年未満、10～15年未満でも10%以上の発生となっています。

交通労働災害を防止するため、労働者に安全運転に関する教育の実施、道路や気象に関する情報提供、日ごろからの健康管理など対策を積極的に講じましょう。

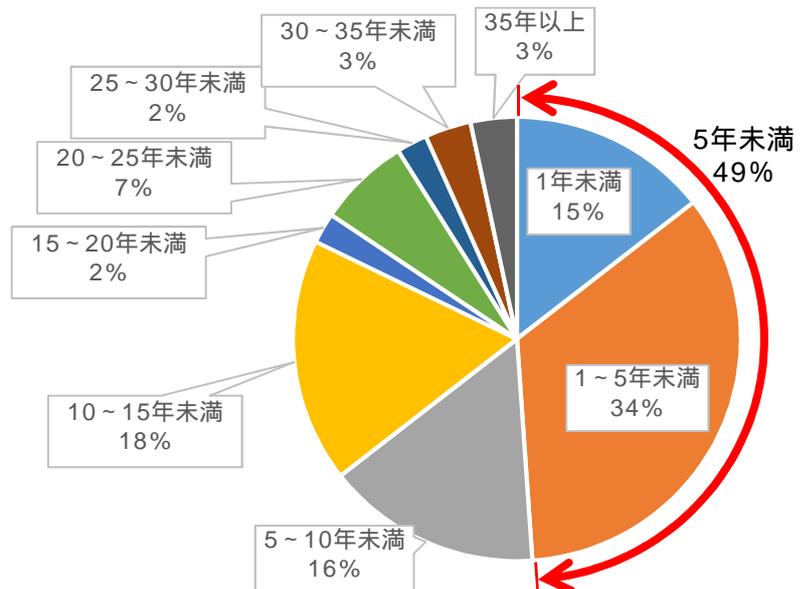
業種別交通労働災害発生状況



年齢階層別発生状況



経験年数別発生状況



交通労働災害事例

事例1 送迎用マイクロバスで走行中、雪道でスリップし、道路わきに横転

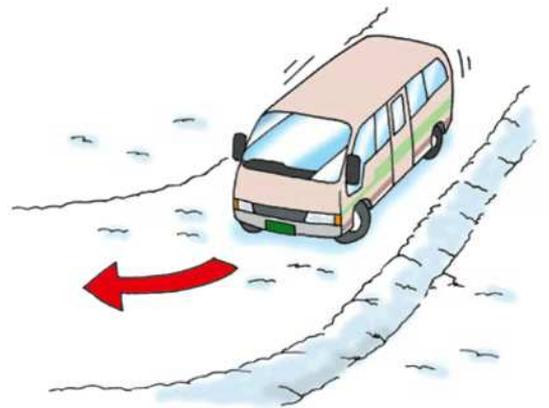
冷凍食品製造業社において、会社終業後従業員送迎のため大型2種の運転免許を有する従業員（運転経験約10年）が、スタッドレスタイヤを装着した10人乗りマイクロバスに6人の従業員を乗せて公道を走行中、右カーブの凍結した路面に粉雪が積もっているところで、マイクロバスの後輪がスリップし、ハンドルを取られて反対車線に飛び出し、さらに反対向きとなったまま道路から飛び出し、道路わきに横転した。その際、運転手は無傷であったものの、同乗していた従業員6名全員が負傷した。

当日の天候は雪で、最高気温が氷点下の日が数日間続いていた。また、マイクロバスは、公道の制限速度である時速60kmで、加速・減速することなく一定の速度で走行していた。

なお、同社では、従業員全員が送迎用バスを利用するか、自家用車で通勤していたが、送迎用バスの運転に従事する者をはじめとした従業員に対する交通安全教育は実施していなかった。また、交通事故防止のための取り組みもしていなかった。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 カーブの手前では、十分減速させること
制限速度を守って走行していても、凍結や積雪のあるカーブの手前では、十分減速することを自動車の運転を行う従業員に周知徹底する。
- 2 交通安全について会社としての取り組みを行うこと
会社の経営者は、従業員の自動車による通勤時を含めた交通安全のため、次のような取り組みを行うことが重要である。
 - (1) 道路の危険マップの作成 事業場の周辺には積雪や凍結による事故を含め交通災害が発生しやすい場所があるので、その情報の収集および自動車運転者のヒヤリ・ハット経験の報告等をもとに道路の危険マップを作成し、通勤用バスの運転者および自家用車による通勤者に示して、運転時の注意を呼びかける。
 - (2) 自動車運転者に対する交通安全教育を実施すること
自動車を運転する者に対しては、定期的に交通安全についての教育を実施する。特に、積雪、路面凍結のおそれのある地域においては、使用するタイヤの交換、チェーンの装着、急ブレーキを使わなくても良い安全速度の保持、カーブに入る前の減速運転、交通KY等について実地訓練を含めた交通安全教育を実施する。



事例2 住宅の土盛り用山砂をダンプトラックで運搬中、道路の中央分離帯を飛び越えて対向車に激突

作業員は、分譲住宅建設会社の下請け会社に所属し、分譲住宅建設会社の工事責任者の指示を受けながら建材店から山砂を運搬の上、個人住宅で盛土作業を行っていたところ、途中で朝に運んだ山砂が足りなくなったため、建材店に2トン積みダンプトラックを一人で運転して行き、山砂1立方メートルを追加購入して雨の中を現場に向かっていったところ、午後3時15分頃、国道を走行中に雨で濡れていた道路でタイヤがスリップして分離帯ブロックに当たり、その後、分離帯の切れ目のところから中央分離帯を越えて反対車線に飛び出し、反対車線を走行していたワゴン車に乗り上げ両車両は重なった状態で横転した。

このため、ダンプトラックを運転していた作業員は死亡し、ワゴン車で走行中の他社の左官工2名のうち1名は死亡し、他の1名は重傷を負った。



なお、ダンプトラックを運転していた被災者の盛土作業は1日だけであり、雨が降ってきたので早く戻って仕事を終わらせようとして、かなりスピードを出していた。

同種災害の防止のためには、次のような対策が必要である。

- 1 交通災害防止のための管理体制を確立すること
- 2 適正な労働時間管理及び走行管理を行うこと
- 3 安全教育を実施すること

事例3 工事現場から会社に戻る途中の交差点にて、乗用車と出会い頭に衝突

午前6時40分頃、建設会社の作業員A、B、Cの3名は会社の所有車（マイクロバス）に乗り、Cが運転して工事現場に向かった。午前8時前に3名は工事現場に到着し、午前8時40分から作業を開始し、途中休憩等をはさんで午後7時40分頃まで作業した後、午後8時頃、A、B、Cは再び車に乗りCの運転で会社に向かった。

午後9時頃、主要地方道を南方向に向かって走行中、交差点において西方向から走行してきた乗用車と出会い頭に衝突した。この衝撃で座席にて眠っていたAが運転席側後部座席のガラスを破って車外に放り出され重傷、B、Cは軽傷を負った。なお、運転者であるCはシートベルトを着用していたが、後部座席に座っていたA及びBはシートベルトを未着用であった。

交差点の周囲には立木等があり、交差点に進入する車同士が見えにくくなっている。また、同交差点の信号は、午後9時から主要地方道側が黄色の点滅信号に、交差する道路側が赤色の点滅信号に変わる。このような交差点を両車とも一時停止または徐行は行わずに進入していた。

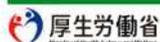
なお、建設会社の所定労働時間は午前8時～午後5時であるが、工事現場にて作業を行なう日は午前6時40分に出勤して工事現場に向かっている。また、受注した工事の納期の関係から災害発生前1ヶ月間は、午後9時以降に退社することが多い等、作業員に疲労が蓄積していた。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 点滅信号の交差点では、徐行または一時停止を行うこと
交差点に進入する際、黄色の点滅信号では徐行を、赤色の点滅信号では一時停止をし、交差する道路から車が進入してこない等の安全確認をしなければならない。
- 2 車に乗る際はシートベルトを着用すること
車に乗る際は、運転席、助手席のみならず後部座席に同乗する者もシートベルトを着用する必要がある。
- 3 疲労が蓄積した状態で運転させないこと
複数の作業員が同乗する場合には、交互に運転を行うなど一人だけが運転することを避けることも必要である。



この災害事例は「職場のあんぜんサイト」から抜粋しました。



職場の安全を応援する情報発信サイト/ 職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ 検索

 労働災害統計

 労働災害事例

 各種教材・ツール

 化学物質



働く人

家族

企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。



「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント（抜粋）

4 教育の実施

雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について**教育**を行いましょ。必要に応じて、ベテランが添乗し、**実地の指導**をしましょ。

日常の教育

改善基準告示の遵守、十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーの記録などから判明した**安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ、関係法令改正などについて教育**を行いましょ。

交通危険予知訓練

イラストシート、写真などを使って、危険性を予知し、防止対策を立てることによって、**安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練**を実施しましょ。

【参考】独立行政法人自動車事故対策機構の関連ページ



5 交通労働災害防止に対する意識の高揚

交通労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより、運転者の**交通労働災害防止に対する意識の高揚**を図りましょ。

交通安全情報マップの作成

交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）に基づき、**危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成**し、配布・掲示などを行いましょ。

【参考】職場のあんぜんサイトの関連ページ



7 健康管理

健康診断

運転者について**健康診断を確実に実施**し、保健指導をしましょ。
所見が認められた運転者には、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な対応をしましょ。

【参考】「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」全文



面接指導

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、**面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応**をしましょ。

心身両面にわたる健康の保持増進

事業場での**健康の保持、増進**に努めましょ。

運転時の疲労回復

運転者に対して、**ストレッチなどで運転時の疲労回復**に努めるよう指導しましょ。

8 その他

異常気象などの対応

異常気象や天災などの場合は、安全を確保するため、走行の中止や一時待機など**運転者に必要な指示**をしましょ。

自動車の点検

事業者は走行前に必要な点検をして、異常があった場合は、**直ちに補修などの措置**を取りましょ。

自動車に装備する安全装置等

自動車に必要な**安全装置を装備**しましょ。